

モバイル接続料の適正性向上等について

令和7年6月16日

事 務 局

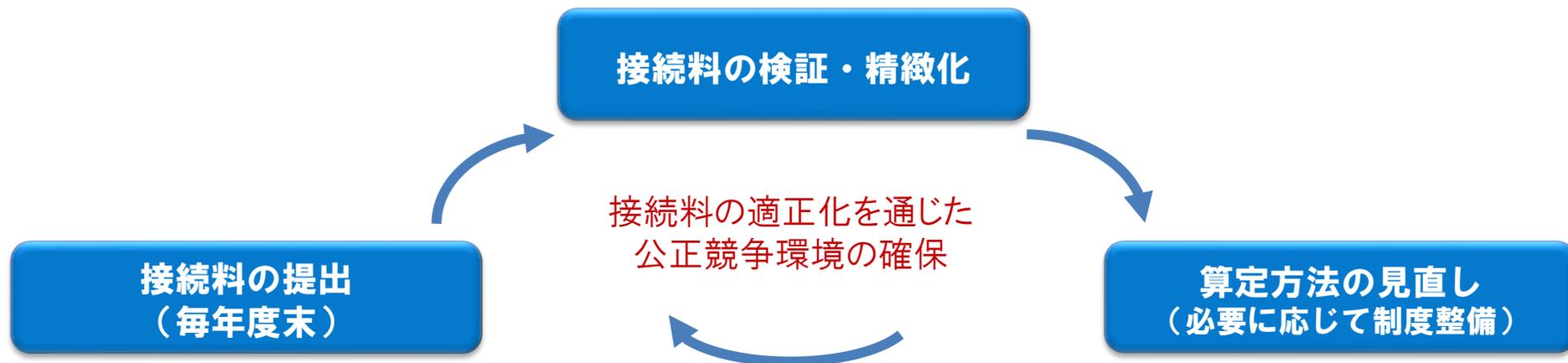
- ◆ 第二種指定電気通信設備制度における**接続料**は、電気通信事業法第34条第3項の規定により、「**能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたもの**」を超えてはならないとされ、その**設定対象機能（アンバンドル機能）**や**具体的な算定方法は、第二種指定電気通信設備接続料規則・電気通信事業法施行規則等で規定**されている。
- ◆ 接続料の適正性については、接続約款届出の後、接続料の算定根拠をもとに総務省で検証を実施し、書面で確認。検証結果に基づき、接続料の算定の精緻化の検討をすすめ、適正性の更なる向上につなげる。

【接続料の算定方法】

- 電気通信事業法：接続料は適正原価＋適正利潤を上限として設定する旨規定している。
- 第二種指定電気通信設備接続料規則において、具体的な接続料の算定方法について規定するとともに、電気通信事業法施行規則において、接続料の適正性を検証するための算定根拠の提出について規定している。

$$\text{接続料単価} \leq \frac{\text{適正な原価} + \text{適正な利潤}}{\text{需要}}$$

【接続料精緻化のサイクル】



予測値の算定方法

論点

- ◆ 次回、2025年度届出における「設備管理運営費」、「正味固定資産価額」及び「需要」の予測値の算定に当たっては、引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当ではないか。
- ◆ 「予測値と実績値の差異」について、次回、2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、次々回、2026年度届出に当たっては、再び検証が可能となる。現時点において、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、MNOにおいては、パラメータ設定の考え方を含め、予測値の算定方法について引き続き検討することが適当ではないか。
- ◆ MVNOへの情報開示については、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等について、引き続きMNOによる情報開示状況を確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測値の算定について

- 当社は、従前より4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定しており、引き続き、費用配賦見直しも踏まえた予測値の算定に対応。【NTTドコモ】
- 引き続き、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当。【KDDI】
- 2025年度届出予測接続料について、費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応する考え。【ソフトバンク】

2) 予測値と実績値の乖離の検証について

- 当社は、2020年度算定からトレンドではなく見込みを用いた算定を採用したことで、予測値と実績値の差異は僅少。【NTTドコモ】
- 2023年度精算接続料の乖離率は前年度の乖離率から大きく低減しているが、今後も予測値の更なる精緻化に努めていく考え。【KDDI】
- 2025年度以降の届出に当たり、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」の要因については、細かな費用項目レベルで乖離要因を確認し、様式第17の4の9へ記載する考え。今後も、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」を確認し、その要因が一過性のものではない場合、当社はパラメータ設定の考え方に反映していく考え。【ソフトバンク】

ヒアリング結果

3) MVNOへの情報開示について

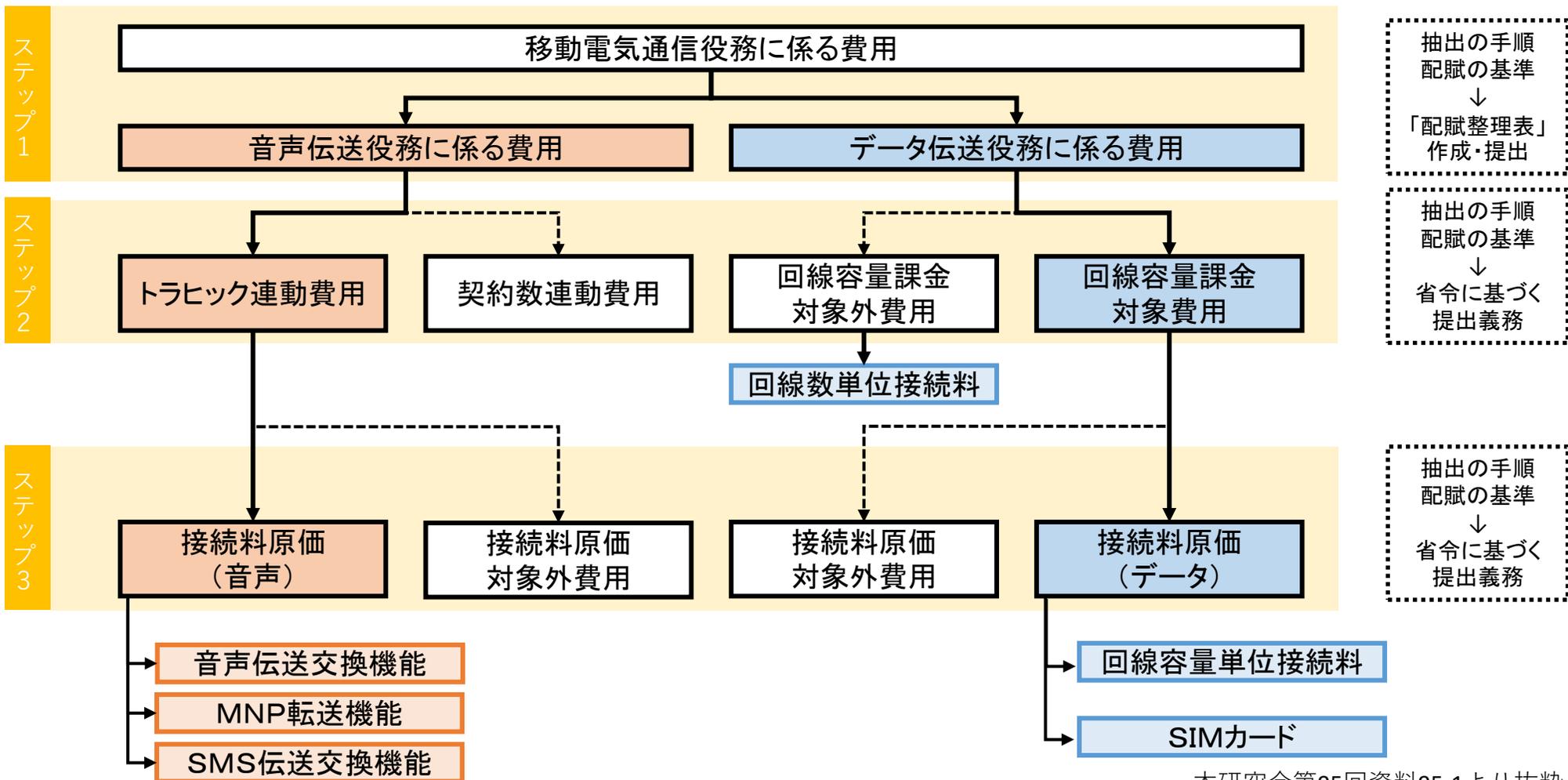
- ▶ 当社は、費用配賦見直しの激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても、MVNOに対し、情報提供を実施。加えて、これまで都度申込みのあったMVNOに対して情報提供を行ってきたところ、**MVNOへの更なる情報開示の強化に向けて、都度の申込みが不要となる運用整理を行っている**。MVNOから追加の情報開示の要望等があれば、引き続き必要な情報提供に向けて真摯に取り組む考え。【NTTドコモ】
- ▶ 接続料算定等に関して**MVNOから開示要望をいただいている事項については情報の開示をしている**。今後も御要望を踏まえ、**引き続き情報開示に努めていく**考え。【KDDI】
- ▶ 「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」については、昨年に引き続き、総務省殿に届出している算定根拠をベースに、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に係る情報も含めて、今年も**2024年度届出に関する情報を積極的に開示**。また、**2024年度届出に関する情報開示について、予測値と実績値の差異等を1月（昨年度は4月）に、予測値と予測値の差異等を4月に開示し、タイムリーな情報提供を実施**。2024年度以降に届出される精算接続料及び予測接続料を見込値及び上限により算定する場合の見直し後の接続会計に基づき算定される接続料水準については、現状、MVNO殿からは問合せを頂いていないが、**御要望があった場合は真摯に対応する**予定。【ソフトバンク】
- ▶ 本研究会の報告書にて積極的な情報開示が必要であることとMNOによる情報開示状況を確認することが適当であると結論付けられているところ、一部のMNOからは当該情報の開示がなされている状況であるものの、「MNOごとに開示情報の具体性に差が存在する」、「後年度の予測値にも影響を及ぼすものか判断できない」との声は引き続き上げられており、**MNO各社の開示情報の同等性確保、開示情報の更なる充実が望まれる**。【MVNO委員会】
- ▶ MVNO個社に対して開示されている情報であるため、当委員会にて内容は把握できていないが、前項のような声がMVNOから上がっている現状を踏まえると、MVNOにおける予測値の妥当性の確認や予見可能性の確保には至っていない状況と認識しており、**より踏み込んだ定量的で具体的な情報開示をMNO各社に求めると共に、総務省殿による情報開示状況の確認が必要**。【MVNO委員会】

考え方（案）

- ◆ 2025年度以降に届出される予測接続料は、費用配賦見直し後の接続会計を基礎とし、また、4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体として算定されることから、**今後の「設備管理運営費」「正味固定資産価額」の予測値の算定に当たっては、引き続き費用配賦見直し及び4G・5G（NSA方式）と5G（SA方式）を一体とした算定に対応した予測とすることが適当**ではないか。
- ◆ **予測値と実績値の乖離について**、今年度は昨年度と比べて乖離が小さく、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じているような状況は確認できないが、本研究会第8次報告書のとおり、同一の要因により大きな乖離が継続的に生じていること等が確認される場合には、予測値の算定式やパラメータ設定の考え方に問題がないか重点的に検証を行うことが適当であり、**引き続き状況を注視することが適当**ではないか（※）。
※2025年度届出に当たっては、費用配賦見直しの激変緩和措置により「予測値と実績値の差異」についての検証が困難（2024年度接続料の実績値が予測接続料を下回らない場合には予測接続料が上限となり、差異が発生しない）となることが予想されるが、2026年度届出に当たっては再び検証が可能となる。
- ◆ MVNOへの情報開示について、費用配賦見直しの激変緩和措置期間中においては、「予測値と実績値の差異」及び「予測値と予測値の差異」に加え、MVNOから要望があった場合には、激変緩和措置が適用されない場合の接続料水準等についても説明することが適当である。MNO各社からはMVNOに対して積極的に情報開示を行い、一部MNOにおいては情報開示に係る運用改善が行われているが、MVNOからは開示情報に差が生じており、開示情報を更に充実させることで同等性を確保してほしいとの要望があった。これらを踏まえ、**引き続きMNOによる情報開示状況を確認し、状況を注視することが適当**ではないか。

原価

- ◆ **音声/データ接続料の原価は、3ステップ**（ステップ1：音声伝送役務/データ伝送役務間の費用配賦、ステップ2：トラヒック連動費用/回線容量課金対象費用の抽出、ステップ3：接続料原価の抽出）**に基づき抽出**される。
- ◆ ステップ1については、第二種指定電気通信設備接続会計規則（以下「二種会計規則」という。）に配賦基準が示されているとともに、二種指定事業者は配賦基準を記載した配賦整理書を作成・提出することとされている。
- ◆ ステップ2、3については、本研究会第5次報告書において算定方法の詳細等について総務省へ提出を求めることが適当等とされたことを踏まえ、算定根拠の様式において、配賦・抽出の状況を報告することとされている。



論点

[ステップ1]

- ◆ モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に**空中線設備**について、**各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討**することが適当としている。

この点、音声接続料については、各社とも**需要が減少傾向**となっている一方で、原価については、費用配賦見直しを踏まえても、音声/データ間の費用配賦についてトラフィック比によらず回線数比等で配賦する割合が一定程度あることから、**必ずしも需要の減少に連動して原価が減少せず、今後も需要の減少傾向が継続する場合には、音声接続料が上昇傾向となる可能性がある。**

他方、仮に、空中線設備の配賦方法をトラフィック比に見直すような場合には、**データ接続料への影響が想定**されること、今後の配賦方法についてどう考えるか。

[ステップ2・3]

- ◆ ステップ2・3については、引き続き毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) ステップ1について

- 音声接続料における**昨年度の需要は、新型コロナウイルス感染症の5類移行やトラフィック・ポンピング対策による減少**であり、**特殊要因によるもの**と考えている。**今年度に届出する接続料水準は低減する見通し**であり、その状況を注視いただきたい。【NTTドコモ】
- 前年度の検証の結果、**空中線設備に占める「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合**について、3社で格差が存在する明確な理由が判明しなかったことを踏まえ、**追加の検証を検討してはどうか**。【NTTドコモ】
- 配賦基準見直しにより、二種指定事業者間で固定資産及び主要な営業費用の配賦基準の統一化が図られたが、結果、**2025年度以降（激変緩和措置適用無し）の音声接続料の水準格差が拡大すると推測**している。回線数比については、これまで整理した考え方も一定の合理性があると考えるが、音声トラフィックの減少が続く中、主要コストの配賦基準に回線数比を採用し続けることは、①トラフィック減少に見合うほどのコストが下がらず、音声接続料水準が上昇し続けるおそれ、②主要コストである空中線設備について、鉄塔（回線数比）とアンテナ（トラフィック比）で異なる配賦基準を採用した結果、二種指定事業者間で音声/データのコスト配賦に大きな差が発生、③今後、データ専用IoT機器のますますの増加が想定され、二種指定事業者各社における当該分野への取組状況によって各社の回線数比に大きな差が生じるおそれ。その結果、二種指定事業者間で音声/データのコスト配賦に大きな差が生じるおそれ、のような影響があることから**必ずしも回線数比が将来にわたって最適な配賦基準とはならない**。そのため、**主要な固定資産（空中線設備）の配賦基準は原則のトラフィック比に見直す**べき。トラフィック比に見直すことでモバイル音声接続料の水準差縮小及び水準の低減が見込まれる一方、接続料が上昇傾向にある**固定電話接続料との水準差を生じさせるおそれ**があることから、その対処を検討することが必要。【KDDI】
- 2023年度、2024年度に実施されたモバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて、各資産・費用の適切な**配賦ドライバは十分に議論のうえ整理済み**であり、本整理にのっとり算定された接続料であれば、**適正性は確保されている**。まずは、上記の議論結果を踏まえ**見直された接続会計に基づき算定される接続料（2025年度届出接続料）を検証いただくことから始めるべき**。【ソフトバンク】
- 今後予定されている**空中線設備における各社の差分**についての検証は、各社の**資産管理方法等の違い**についても考慮して議論する必要がある。**単に接続料を下げることや、各社の接続料差分を縮小することを目的に以下2つの観点を無視して見直しをすることは不適切**。A.利用実態に則した適正なコスト回収。B.規模の経済が働く通信業界においては、必然的に各社で接続料の差分が生じること。【ソフトバンク】
- モバイル接続料の費用配賦について、MNO各社においては**接続料の低廉化に取り組んでいただきたい**。また、総務省殿にはMNO各社の取組が接続料の低廉化につながっているかについて、**引き続き注視・検証を行っていただきたい**。【MVNO委員会】

ヒアリング結果

【構成員意見】

- 空中線設備について、意見を聞いていくと決めづらいという点があると思うので、影響からの逆引きによる幾つかのシミュレーションを行い、こちらで比率を決めてしまうという方法も検討してはどうか。
- **追加検証を検討すべきという意見に賛同。**各社における資産の定義、資産の何をもって資産の価額を決めているのかという点について、物的なものはわかりやすいが、**役務の部分の資産への計上の仕方、具体的には人件費等の処理の方法等がおそらく違って、各社の計算結果に乖離が出てくるのではないか**と思うので、この点を検証することを進めていただきたい。

2) ステップ2・3について

- ステップ2・3は、毎年度の検証により、各社の考え方や配賦・抽出の状況について一貫性が担保されていることを確認されており、昨年度の検証では、費用配賦見直し後においても、その一貫性が担保されていることを確認されている認識。引き続き、届出した別表を用いて確認いただくことが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、毎年度の届出において各社の考え方及び配賦・抽出の状況を確認し、一貫性が担保されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 算定方法は、特別な事情等がなければ継続性の観点から基本的に変わらないものと考えているため、引き続き様式第17の4の10にて御報告するとともに、算定方法の変更等状況に変化があった場合には当該様式の備考欄へ記載する考え。【ソフトバンク】

考え方（案）

- ◆ ステップ1について、モバイル接続料費用配賦ワーキンググループにおいて接続会計における費用配賦見直し結果について検証を行った結果、特に**空中線設備**について、**各社の「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合やその影響等について引き続き注視するとともに、2024年度届出接続料の水準等も確認しつつ、今後の配賦方法について引き続き検討**することが適当としている。
「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合については、次ページのような項目について、**追加の検証を行うことが適当ではないか**。その上で、当該**追加検証結果及びIoT回線の増加による回線数比への影響等も踏まえて、今後の配賦方法について検討することが適当ではないか**。
- ◆ ステップ2・3における配賦・抽出については、各社が採用している考え方に一貫性があることを担保する観点から、毎年度の届出に際して引き続き状況を確認することが必要ではないか。

	検証内容	検証目的
1	<p>タイプ別基地局数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タイプ別（ストリート、ビル、鉄塔、コンクリート柱（小規模基地局、開空間ブースタ）、その他）に各社の基地局数を確認。 ・前回検証時は、事業者ごとにカウント方法（サイト／ロケーション数、周波数別基地局数）が異なり、単純比較が難しかった。今回は、サイト／ロケーション数に統一して比較。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局はストリートタイプ、ビルタイプの基地局に比して鉄塔、鉄柱等の資産額が大きいと思われる。このため、鉄塔タイプやコンクリート柱タイプの基地局数が多い場合には、「鉄塔、鉄柱等」の割合が高くなることが想定される。
2	<p>直近1年間（2024年度）のアンテナ投資額</p> <ul style="list-style-type: none"> ・直近1年間のアンテナの投資額（フロー）を確認。 ・あわせて、無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置の計上の仕方を確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合に、3社で相当の格差が存在しているところ、当該差が合理的なものであるかどうかの確認。 ・無線機（機械設備）とアンテナ（空中線設備）が一体化した装置を機械設備に計上している場合には、「アンテナ等」の割合が低くなることが想定される。
3	<p>基地局創設時等の空中線設備の資産計上における工事費等の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基地局創設時のモデルケースにおける工事費の内訳及び扱いを確認。 	<ul style="list-style-type: none"> ・基地局の創設等の工事（無機工事及び建設工事）に当たり、物品費のみならず請負費等についても空中線設備に資産計上しているかどうか等を確認。
4	<p>空中線設備の資産計上における、資産除去債務の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかを確認。 資産除去債務：取得した有形固定資産を将来除去する必要がある際に発生する費用を合理的に見積もり、当該固定資産の取得価額に加算するとともに、加算相当額を負債として計上するもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産（特に空中線設備）の取得時に資産除去債務を計上しているかどうか事業者により異なる可能性がある。（一部の事業者は、電気通信設備は、移動電気通信事業の特性上、事業を展開するうえで永続的に必要となるものであり、基地局設備等は撤去を前提とせず「原状回復費用」という概念がないことから見積りが困難として計上していない。） ・資産除去債務を計上する事業者と計上しない事業者がいる場合、計上する事業者においては、特に「鉄塔、鉄柱等」の資産額が相対的に大きくなり、「鉄塔、鉄柱等」と「アンテナ等」の割合の格差の理由となり得る。
5	<p>ネットワーク資産額比の算出におけるリース資産の扱い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めているかどうかを確認。 ネットワーク資産額比：移動電気通信役務に係る機械設備、空中線設備、市内・市街線路設備、土木設備及び海底線設備を「ネットワーク資産」とし、これらを音声伝送役務／データ伝送役務に配賦した結果を加重平均した比率をいう。 	<ul style="list-style-type: none"> ・貸借対照表上、リース資産を区分して表示する又はそれぞれが含まれる科目及び金額を注記することの双方が認められている。 ・この際、ネットワーク資産額比の算出に当たり、リース資産を含めるかどうか事業者により異なる可能性がある。 ・リース資産であっても、自己の資産と同様に減価償却費が発生し、施設保全を行っているのであれば、減価償却費及び施設保全費の配賦に適用する固定資産価額比の算出に用いるネットワーク資産額比の算出に当たってはリース資産も含めることが適当か。
6	<p>回線数比の算出方法</p> <ul style="list-style-type: none"> ・各社の回線数比の算出方法を確認 	<ul style="list-style-type: none"> ・各社の回線数比（契約数比）の算出方法を確認。 ・IoT回線の増加による回線数比の変動の有無を確認。

利潤

論点

- ◆ 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、引き続き予測の対象とする必要は認められないものの、今後もレートベース全体に占める割合の変化を観測し、一定の割合を超過した場合には予測の対象への追加を検討することが適当ではないか。
- ◆ 正味固定資産価額の算出については、費用配賦見直しにおける固定資産の配賦基準の見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていると考えられる（ただし、データ接続料における利潤の水準については、激変緩和措置により、2025年度接続料までは見直し前の水準を維持されるため、見直し後の正味固定資産価額を含むレートベースにより算出された利潤が実際の接続料に適用されるのは、2026年度接続料以降となることが想定される）。費用配賦見直しについては、2024年度接続会計において更なる見直しが見込まれているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされているところ、今後の接続料届出に際しても、引き続き正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当ではないか。

ヒアリング結果

1) 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の予測対象への追加について

- 「投資その他の資産」のレートベースに占める割合は 、「貯蔵品」のレートベースに占める割合は であり、当社においては、レートベースに占める割合は僅少であることから、予測接続料に与える影響は軽微。【NTTドコモ】
- レートベースに占める「投資その他の資産」及び「貯蔵品」の割合は小さく影響は軽微であるため、特に予測は不要。なお、一定の割合の閾値をどうするのか、また、一定の割合を超過した場合の取扱いについては、十分な議論が必要。【KDDI】
- 「投資その他の資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく予測接続料へ与える影響は軽微であることから、現行通りの考え方で問題ない。【ソフトバンク】

2) 正味固定資産価額の算出について

- 2024年度接続会計より費用配賦の更なる見直しが見込まれているため、MNO 3社において、昨年度のルール見直しが適切に反映されているかについて、接続会計の提出後、検証いただきたい。今後の接続料届出については、配賦方法の変更等がある場合は、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認することが適当。【NTTドコモ】
- 引き続き、正味固定資産価額の算出が費用配賦見直しを踏まえた考え方に基づいて算出されていることを確認していくことが適当。【KDDI】
- 各社の配賦整理書や、今後第二種指定電気通信設備接続会計規則にのっとり届出予定の各種様式を通じて検証を実施いただき、二種指定事業者の過度な負担とならないよう配慮いただきたい。【ソフトバンク】

考え方（案）

- ◆ 「投資その他資産」及び「貯蔵品」については、レートベースに占める割合が小さく、予測接続料への影響は軽微であることから予測の対象に追加せず、今後の動向を踏まえて判断することが適当ではないか。
- ◆ レートベースにおける正味固定資産価額については、2024年度接続会計において更なる費用配賦見直しが見込まれているほか、空中線設備については今後の配賦方法について引き続き検討することが適当とされていることから、次回届出の際に、原価算出におけるステップ 1 に用いる算出方法と同様の考え方に基づいて算出されていることを検証することが適当ではないか。

需要

論点

- ◆ MVNOからは、MNOとMVNO間での冗長構成についての考え方や、接続料等のMVNOによる費用負担の適正性・公平性について、重点的な検証を行うことが要望されていたところ、MNOにおいて、POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等について、接続事業者向けのガイドブック等の公表資料やNDA締結後の情報開示資料において、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当としたが、状況が改善しているか。
- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙トラフィックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。
- ◆ 設備運用方針に追加的に記載すべき事項があるか。

ヒアリング結果

1) MVNOによるMNOの冗長設備の利用可能性 (POI冗長構成)

- ▶ 当社では、従前よりMVNO各社の要望に応じて冗長構成に関しても協議を行ってきたところではあるが、研究会の議論を受けて、**冗長系を地域分散（別拠点に設置）する構成を当社ホームページに掲載**し、明示的に情報提供を実施。今般明示的に情報提供を実施すること等で、MVNO □社から問合せがあり、また、協議等で □社に対して提案を実施。その他MVNOについても、POI更改のタイミング等で、冗長構成に関する提案を実施する考え。MVNO各社の接続先や契約帯域の規模等に応じて、どのような冗長構成が望ましいかは異なるため、引き続きMVNO各社の要望に応じて対応する考え。【NTTドコモ】
- ▶ 冗長構成・接続料の要否を、**MVNO向け公表資料（標準プラン）で情報提供**。今後も適時・適切に情報提供を実施しMVNOから具体的な御要望があれば協議の上、更なる改善に努める考え。【KDDI】
- ▶ MVNO殿がどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのかについて、**2024年6月に案内**。MVNO殿に情報提供を行った結果、□（ソフトバンク）
- ▶ 第8次報告書において、「①MVNOも特段の手続きは必要なく冗長設備が利用可能であること、②MNOは平時における最繁忙トラフィックにおいて冗長設備を利用することはないこと、③POIの冗長化について、MVNOがどのような冗長構成を取ることが可能なのか、その場合に接続料の支払が必要なのか等については、MVNOに対して明示的に情報提供を行うことが適当」とされており、MNO各社においては**接続事業者向けの公表資料等に反映をいただいた**。MVNOが設備構成を検討する上での前提事項として**共通理解が図れたという点で進展が見られた**。【MVNO委員会】

【構成員意見】

- ▶ MVNOにおいて全国規模で事業展開されている場合には、エリア内だけではなく、拠点間（東西間）においても冗長性を確保することを促進することは、業界のためにも良いことだと思う。
- ▶ 冗長用の設備については平時は使用していないとのことだが、冗長用の設備によってネットワークの品質が向上し、また、MVNOにおいても使用可能であるならば、接続料の算定において考慮されて良い。実際には、接続料の課金対象としてはカウントしておらず、もともとの原価が上がっているということで問題ない。

ヒアリング結果

2) 設備運用方針について（一貫性のある運用が行われているか、「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの関係」）

- 今回の検証において、需要に係る適正性が確保されていることが確認されたと認識。今後、設備運用方針等に変更が生じた場合には、その旨と理由を併せて説明する考え。【NTTドコモ】
- 引き続き確認していくことが適当。【KDDI】
- 接続料の観点では、「ネットワークのデータ伝送容量から合理的に算定される総回線容量」（MVNOガイドラインp.21）、すなわち**現実的にトラヒックを流すことができる上限値を需要として設定していれば、その適正性は確保される**。設備容量については、各社のネットワークの伝送容量も含めた設備投資の結果、ネットワークの品質や安定性といったサービス競争がされているため、このような競争市場での各社の投資を比較して、**過大や過少といった評価ができるものではない**。また、MVNO殿は利用するMNOのネットワークを選択する際、MNOのネットワークコストとサービス品質を踏まえ選択することも可能であることから、**伝送容量の設定については競争市場に委ねるべき**。【ソフトバンク】

3) 設備運用方針に追加的に記載すべき事項について

- 特段追加的に記載すべき事項はない。【KDDI】

考え方（案）

- ◆ MNOとMVNO間のPOIの冗長構成について、MNO各社から公表資料等によりMVNOに情報提供を実施しているとの報告があり、MVNOからもMNOから情報提供があり共通理解が図れたとの報告があった。MNO各社においては、今後も情報提供を行うとともに、新たな冗長構成が可能になった場合等には情報の更新を行うことが適当ではないか。
- ◆ 各社の設備運用方針については、一貫性のある運用が行われているか、恣意的な運用がなされていないかについて、今後も引き続き確認することが適当ではないか。また、各社の「原価と設備容量の関係」及び「冗長分も含めた設備容量と最繁忙時トラヒックの関係」について、今後も引き続き確認し、他社に比べて著しく設備容量が過大であると考えられる社が現れた場合については、設備容量の設定方法について確認する等の措置が必要ではないか。

その他

1) 5G(SA方式)の機能開放に向けた協議の状況について

論点

- ◆ 本研究会第8次報告書において、**5G(SA方式)時代におけるネットワーク機能開放**の推進について議論した結果、総務省においては、MNOとMVNO間のイコールフットイングを確保する観点から、事業者間協議の状況を引き続き注視していくことが適当としている。特に、L2接続相当がアンバンドルの要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当とし、事業者間協議が着実に進むよう、協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることとしたところ。**協議の状況等についてどのように考えるか。**

ヒアリング結果

- 2024年度は2社と計13回協議を実施。従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける**負担軽減が期待できる別の方式**を検討し、**当社より提案・議論**を実施。【NTTドコモ】
- 現時点では、アンバンドル要件のうち「アンバンドルすることが技術的に可能であること」や「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」について、まだ明確に満たしている状況にはない。そのため、引き続き、**事業者間協議の状況を注視することが適当**。【KDDI】
- なお、5G(SA方式)L2接続相当については、同等の仕組みである国際ローミングの自社ユーザへの提供についても具体的な提供時期は検討中。したがって、アンバンドル機能についてはMNO各社において**本方式の仕様・提供時期についての具体的な見通しが見えた段階で改めて整理すべき**。【ソフトバンク】
- 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課題・問題を感じている会員も存在。【MVNO委員会】

追加質問回答

追加質問回答

考え方(案)

- ◆ 5G(SA方式)の機能開放のうち、特にL2接続相当について、事業者間で協議が継続している状況であることが確認された。また、一部の事業者間では、従来要望のあったフルMVNO方式に加え、MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式も含めて検討が行われていることが確認された。
- ◆ 本研究会第8次報告書にあるとおり、既にMNOは5G(SA方式)の提供を開始しており、少なくとも現行のMVNOサービスと同様の自由度や柔軟性を確保した形での機能開放が可能な限り速やかに実現される必要があることを踏まえれば、L2接続相当の機能開放を早急に進めることが必要であり、要件を満たす場合には速やかにアンバンドル機能と位置づけることが適当である。
- ◆ 事業者間協議が引き続き進むよう、総務省においては、**引き続き協議の状況及び機能開放の時期についてMNOから四半期ごとの報告を求めることが適当ではないか。**また、一部の事業者間で、**MVNOにおける負担軽減が期待できる別の方式**についても検討が行われていることを踏まえれば、事業者間で当該方式について協議が進展した場合には、必要に応じて、**当該方式が「アンバンドル機能」又は「開放を促進すべき機能」(*)に該当するかどうかについて検討を行うことが適当ではないか。**

※「開放を促進すべき機能」:MVNOガイドラインにおいて、接続又は卸電気通信役務による提供が望ましいため、事業者間協議の更なる促進を図るものと位置づけられた機能。アンバンドル4要件を全て満たさない機能のうち、要件④「必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること」を満たし、いずれかの事業者に他の事業者からの要望があり、要件②「アンバンドルすることが技術的に可能であること」、要件③「アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと」の要件を満たす可能性がある場合に設定される。

2) 卸電気通信役務の適正性の確保関係について

論点

- ◆ 本研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、費用配賦の見直しにより音声接続料の低廉化が見込まれるが、MNOや中継事業者からMVNOへの音声卸料金に反映が期待され、公正な競争環境の確保の観点から、定期的な確認・検証を要望するとの意見があった。これについては、費用配賦の見直し及び激変緩和措置を踏まえ、来年度以降の接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当としていたところ、**MVNOへの音声卸料金への反映の状況についてどう考えるか**。音声卸料金についての状況如何。
- ◆ 本研究会第8次報告書において、移動通信分野における卸電気通信役務の適正性の確保（特定卸役務等の協議の適正化）について議論した際に、一部のMVNOから、**5Gホームルーターサービス**について特定卸役務の対象とすることを要望するとの意見があった。5Gホームルーターサービスは、指定設備を用いて提供されるデータ伝送役務であり、事業者間の適正な競争関係に及ぶ影響が少ない役務には当たらないと考えられ、特定卸役務に含まれると考えることが適当（ただし、付加的な機能と考えられる位置特定機能や端末設備の提供は特定卸役務には該当しないと考えられる）とした。MNO3社からは、具体的な要望があれば真摯に対応するとの説明があり、当該MVNOにおいては、まずは卸役務の提供について協議を行うことが適当としたところ、**協議の状況は怎么样了**。

ヒアリング結果

(音声卸)

- []よりMVNOが音声卸をより使いやすくなるように**音声卸料金を見直し**。音声卸を選択しているMVNOに御利用いただき、**御好評いただいている**状況。【NTTドコモ】
- 費用配賦見直しの激変緩和措置の適用がなくなる音声接続料の届出を行った暁には、現行の卸料金水準や、固定電話接続料を含めた他社接続料の動向等も踏まえてモバイル音声卸料金の**見直しの要否等の検討を行っていく**考え。【KDDI】
- 卸料金は接続料の改定にあわせて**毎年見直し**を実施。基本的に音声卸料金は**音声接続料に一定程度連動**。[]【ソフトバンク】

(5Gホームルーターサービス)

- 5GホームルーターサービスのMVNOへの提供に向け、**前向きに協議を実施中**。本研究会第8次報告書にて特定卸役務には当たらないと整理された**位置特定機能や端末設備も含め提供を予定**。提供までの期間やコストを鑑み、協議により[]にて合意を得たため、[]の提供を目指し、検討中。【NTTドコモ】
- 研究会第8次報告書が整理された以降の状況について、MVNOから5Gホームルーターサービスの卸提供の御要望は現時点ではいただけていないが、**御要望があれば真摯に協議に応じる**考え。【KDDI】
- []【ソフトバンク】

追加質問回答

考え方 (案)

- ◆ 費用配賦見直しの音声卸料金への反映状況について、一部の事業者では音声卸料金の見直しが行われていることが確認されたが、**引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当ではないか。**
- ◆ 5Gホームルーターサービスについて、引き続き事業者間で協議を行うことが適当ではないか。

3) IMS接続の協議状況について

論点

- ◆ 本研究会第8次報告書において、モバイル音声卸における代替性の検証について議論した際に、MNO及び一部のMVNOから、IMS接続における緊急通報の仕様について課題があるとの説明があったが、協議の状況はどうなっているか。

ヒアリング結果

- 2025年4月に契約締結し、**2025年度4Q**の機能提供開始を目指し、順調に推移。IMS接続機能の提供が開始された際は、音声卸と接続との代替性について改めて御判断いただきたい。【NTTドコモ】
- 【KDDI】
- 【ソフトバンク】
- 協議状況を会員企業にアンケートを行ったところ、それぞれについて各社が協議に着手しており、少なからず進展があったものと推察される一方、協議に課題・問題を感じている会員も存在。【MVNO委員会】（再掲）

追加質問回答

考え方（案）

- ◆ IMS接続の協議状況について、緊急通報の仕様について課題があるとの説明があった点も含め、事業者間で協議が進展していることが確認された。引き続き、接続料の検証及び代替性検証の際に状況を確認していくことが適当ではないか。

4) 番号ポータビリティ転送機能について

ヒアリング結果

- IP網における番号ポータビリティの実現方式は、PSTNマイグレーションにより**ENUM方式に統一**され、法定機能である**番号ポータビリティ転送機能は利用されていない**。全音声相互接続事業者（30社）がPSTNに戻さない限り当該機能を利用できず、全音声相互接続事業者に対してヒアリングした結果、**当該機能の利用要望はなかったことから、法定機能の対象外としていただきたい**。【NTTドコモ】
- PSTNマイグレーションに伴い、番号ポータビリティ回線へのルーチングの実現の方式としては、IP-POI経由での「**ENUM方式**」に**原則一本化**されており、STM-POI経由での番号ポータビリティ回線へのルーチング方式であった「**転送方式**」は**利用されなくなった**。このことから、「**番号ポータビリティ転送機能**」は、**アンバンドル機能から削除すべき**。なお、協定事業者に対しては、改めて「転送方式」の利用予定の有無の確認を二種指定事業者連名で実施したが、**利用意向を表明した協定事業者はいないことを確認済み**。【KDDI】
- IP網への移行後は各社ENUM方式により番号解決を実施するため、**番号ポータビリティ転送機能は利用されない**。そのため、**二種接続料規則第4条第1項による法定機能（アンバンドル機能）から番号ポータビリティ転送機能を削除すべき**。【ソフトバンク】

【構成員意見】

- MNO各社が提案している内容については理解できる。

考え方（案）

- ◆ 番号ポータビリティ転送機能について、PSTNからIP網への移行により利用されなくなったことで、アンバンドル要件のうち、少なくとも①及び④を満たしていない状態であることが想定されることから、総務省において、**アンバンドル機能から削除することを検討することが適当ではないか**。

（参考）アンバンドル機能（第二種指定電気通信設備接続料規則 第4条）

（参考）アンバンドル要件（MVNOガイドライン）

1 音声伝送交換機能	第二種指定中継交換機により音声その他の音響の伝送交換を行う機能
2 データ伝送交換機能（注）	他事業者が設置する電気通信設備と第二種指定電気通信設備をGPRSトンネリングプロトコルが用いられる通信方式を用いて接続（※）した上で、当該他事業者が設置する電気通信設備と特定移動端末設備との間で専ら符号又は映像の伝送交換を行う機能（CDMA2000方式、EV-DO方式を除く。） ※:L2接続のこと。
3 番号ポータビリティ転送機能	番号ポータビリティにより、電気通信役務の提供を受ける電気通信事業者を変更した利用者に係る特定移動端末設備へ着信する通信を第二種指定中継交換機を介して他事業者との相互接続点に転送する機能
4 ショートメッセージ伝送交換機能	特定移動端末設備間において電気通信番号を用いて行われる文字の伝送交換を行う機能

① 他の事業者から機能のアンバンドルに係る要望があること
② アンバンドルすることが技術的に可能であること
③ アンバンドルに当たって二種指定事業者に過度な経済的負担を与えることのないこと
④ 必要性・重要性の高いサービスに係る機能であること ※具体的には、利用者利便の高いサービスに係る機能、公正競争促進の観点から多様な事業者による提供が望ましいサービスに係る機能、多数の利用者に実際に利用されているサービスに係る機能が該当する。

5) 非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務について

ヒアリング結果

- 非常時における事業者間ローミング（以下「非常時ローミング」）は、自然災害や通信障害等の非常時においても、他事業者のネットワークを利用し、国民生活や経済活動に不可欠な携帯電話サービスを継続的に提供することを目的として、2025年度末の導入を検討中。

非常時ローミングは、MNO間の「卸方式」にて実施する方向であることから、「特定卸役務」に整理される可能性はあるものと想定。

他方、情報通信審議会答申「電気通信市場の環境変化に対応した接続ルールの在り方について（2009年10月16日）」によれば、公正競争環境下で事業者間競争を通じて提供されるべきサービスと、事業者間競争とは無関係に、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段とは区別して考えることが必要とされているところ。

この点、非常時ローミングは、政策的に導入されたものであり、国民の生命・身体等に危険が生じた場合などに公益的見地から必要とされる通信手段であると考えられるところ、**競争を目的としないものであり、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして「特定卸役務」の対象外**と考えられるのではない。

加えて、非常時ローミングは、①4MNOグループ連名による双務的な卸契約により実現すること、②各MNOユーザだけでなく被災事業者をホストMNOとするMVNOユーザも含め等しく救済すること、③政策的に導入されるものであることといった経緯があることを踏まえれば、仮に「特定卸役務」に該当するとした場合においても、**卸提供を拒否する正当な理由になる**。【NTTドコモ】
- 携帯電話サービスは、国民生活や経済活動に不可欠なライフラインであることから、自然災害や通信障害等の非常時でも、利用者が臨時的に他の事業者のネットワークを利用して通信サービスを利用できるよう、25年度末頃の事業者間ローミングの導入に向けて官民を挙げて検討・準備中。

IPネットワーク設備委員会のSWGでは、この非常時における事業者間ローミングの役務について、卸電気通信役務契約に基づき救済事業者から被災事業者に対して提供するものと整理。救済事業者が被災事業者向けに非常時ローミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被災事業者の利用者と併せて、**被災事業者をホストMNOとするMVNOの利用者も、ホストMNOを通じて非常時における事業者間ローミングのサービスを利用できるようになる予定**（MVNOが非常時における事業者間ローミングの契約を個別に締結する必要はない。）。

そのため、非常時における事業者間ローミングに関して、救済事業者が提供する卸電気通信役務については救済事業者からMVNOに対して直接提供する必要性がないことから、**特定卸電気通信役務に含まれるものなのかどうか、また仮に含まれる場合においても提供義務を課す必要があるものなのかどうか等について整理する必要がある**。【KDDI】
- 非常時における事業者間ローミングについてはMNO間で卸役務にて提供予定。当該卸役務は適正な競争関係に影響を及ぼさないため、**特定卸電気通信役務から除外すべき**。

仮に除外されないとした場合、当該サービスをMVNO殿に卸提供する必要はないことから**当該卸役務に関する提供義務・情報提示義務は生じないものと整理すべき**。【ソフトバンク】

【構成員意見】

- 特定卸には該当しないという整理が良いのか、あるいは、元々特定卸の制度でもしかるべき理由があれば提供を拒むことができるということになっているので、特定卸ではあるけれども、必ずしもMVNOに提供する必要がないという形で整理する方が良いのか、様々な選択肢があるかと思う。制度の建付けの関係でどちらの方が落ち着きが良いのかということについて事務局において検討いただきたい。

論点⑤:その他 5) 非常時における事業者間ローミングに係る卸電気通信役務と特定卸電気通信役務について

電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）

（第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供）

第三十八条の二 第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者は、当該第一種指定電気通信設備又は第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務の提供の業務を開始したときは、総務省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨、総務省令で定める区分ごとの卸電気通信役務の種類その他総務省令で定める事項を総務大臣に届け出なければならない。届け出た事項を変更し、又は当該業務を廃止したときも、同様とする。

2 **特定卸電気通信役務**（第一種指定電気通信設備又は**第二種指定電気通信設備を用いる卸電気通信役務のうち、電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないものとして総務省令で定めるもの以外のものをいう。**以下同じ。）**を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、その業務区域における当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならない。**

→電気通信事業法施行規則第二十五条の七の五において、総務省令で定める卸電気通信役務は、電気通信事業者の電気通信事業の用に供する次の掲げる電気通信役務（当該電気通信役務を提供する電気通信事業者が、その利用者に対して現に提供していないものを除く。）以外のものとする、とされている。

- 一 FTTHアクセスサービス
- 二 携帯電話又は全国BWAアクセスサービス
- 三 その他総務大臣が別に告示するもの（→総務省告示において、光IP電話及びセルラーLPWAを規定）

3（略）

4 総務大臣は、特定卸電気通信役務を提供する電気通信事業者が前項の規定に違反したときは、当該電気通信事業者に対し、公共の利益を確保するために必要な限度において、業務の方法の改善その他の措置をとるべきことを命ずることができる。

考え方（案）

- ◆ MNO各社からの説明によれば、非常時における事業者間ローミング（非常時ローミング）に係る救済MNOによる卸電気通信役務は、被救済MNO向けの役務であり、救済MNOから直接MVNO向けに提供することは想定されていない。**救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングを提供することにより、被救済MNOをホストMNOとするMVNOも、ホストMNOを通じて非常時ローミングを利用したサービスを提供できるようになる予定。**
- ◆ 仮に、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務が特定卸電気通信役務に該当すると整理する場合、救済MNOは、正当な理由がある場合を除き、当該特定卸電気通信役務の提供を拒んではならないこととなるが、救済MNOが被救済MNO向けに非常時ローミングに係る卸電気通信役務を提供することにより、被救済MNOのネットワークを利用するMVNOも非常時ローミングを利用したサービスを提供可能である場合には、**救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同様の卸電気通信役務を直接MVNOに対しても提供する必要性は必ずしも認められない**のではないかと。
- ◆ 他方、「MVNOの利用者に対してもローミングサービスを同様に提供する」ことが非常時ローミングの基本方針であるが、仮に被救済MNOをホストMNOとするMVNOの利用者が非常時ローミングを利用したサービスを利用できない等の場合、MNOとMVNOとの間の競争関係に影響を及ぼす可能性があることを踏まえれば、**非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務を、あらかじめ「電気通信事業者間の適正な競争関係に及ぼす影響が少ないもの」として特定卸電気通信役務の対象外と整理することは、必ずしも適当ではない**のではないかと。
- ◆ 以上を踏まえれば、非常時ローミングに係る救済MNOによる卸電気通信役務は特定卸電気通信役務に該当するものとしつつ、**仮にMVNOから救済MNOに対して、救済MNOが被救済MNO向けに提供する卸電気通信役務と同様の卸電気通信役務の提供の要望があり、救済MNOがその提供を拒む場合には、MVNO側に当該卸電気通信役務の提供を要望する適当な理由があるかどうか等も踏まえた上で、救済MNOにその提供を拒む正当な理由があるかどうかについて慎重に検討を行うことが適当ではないか。**

6) 接続料の検証コスト等削減に向けた要望について

ヒアリング結果

- モバイル接続料の算定は、配賦見直しの議論等により、**行政・事業者双方の規制コストが増大**。接続料届出に係る各種報告物について、**影響の少ないものは廃止し、必要となった場合に各事業者へ請求する対応とできないか**。【NTTドコモ】

考え方 (案)

- ◆ 接続料算定の適正性確保の観点から、検証を実施するために必要なデータについては今後も引き続き提供を求めていくことが適当であるが、環境変化等を踏まえ、算定根拠において記載が不要となったり、記載の簡素化等が可能となった項目がある場合には、**今後の制度改正に当たり、総務省において対応を検討することが適当ではないか**。

7) 接続における帯域設定変更の柔軟化について

ヒアリング結果

- NTTドコモが第81回研究会にて説明した帯域設定変更の柔軟な対応について、帯域設定変更作業の自動化などハードルが存在することは想定されるが、**毎日のトラヒックが集中する時間帯において、一時的な増速が臨機応変に可能な環境が整備されることで、MVNOのユーザーがより快適にサービスを利用できるようになるのではないか**。【MVNO委員会】
- 現在のデータ接続においては、トラヒックの増減の変動が基本的には1日を単位として収まっているため、1日を最小単位として帯域の増速減速を行っている。ネットワーク自体を最大トラヒックのキャパシティに合わせてつくっているため、それ以外の時間帯で費用の負担がない場合は、それ以外の時間の費用については、MNOのユーザが負担するということになっており、MNOユーザとMVNOユーザとの間の公平性の観点で課題がある。【NTTドコモ】

【構成員意見】

- 将来的に、例えば時間貸しのような制度へ変更することについて検討する場合であっても、MNO側からそのような提案は行われないので、借手であるMVNO側から、どのようなニーズがあって、どのような制度を検討して欲しいということなのか要望を出していただくことが、検討するきっかけとしては必要だろう。
- 例えば特定の時間帯に限定した時間貸しの仕組みを検討する場合、MNOのネットワーク全体の中の空きスペースを探すことができれば良いが、そうでない場合には、MNO側の設備増設要因になり得るため、その部分については、例えば時間貸しの単価が何割増しかになるといった形で、設備を利用するMVNO側が一部その料金を負担しなければならないだろう。現状の接続制度の中に組み込んで、単価を変えずに貸すといったことにはならないだろうと考えており、今後、将来的な検討課題として、時間単位のような接続料制度が検討できるようなことがあれば、改めてその際に検討に含めれば良いと考える。
- 接続料に関しては、従量課金という考え方もあり得る中で、帯域課金の方がMVNOの予見性が高いということで帯域課金が選択されてきたという経緯があると理解している。時間貸しという考え方を究極に推し進めていくと従量課金に近くなっていくと思われ、本質的な議論に踏み込む可能性がある。

考え方 (案)

- ◆ 帯域設定変更の柔軟化の要望については、**まずは事業者間で協議を進めていくことが適当ではないか**。